

財務省告示第三百四十八号

省令第三十号（昭五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年八月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
利付国庫債券（五年）（第五十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け	額面金額で千六百三億円	千五百九十九億九千五百四十三万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十八年八月二十五日	額面金額百円につき九十九円八

十一
十二

利率
経過
利息
の払
込み

十一銭
年一・三パーセント
日本郵政公社総裁は、払込金額
に日本郵政公社の算式により算出し
た金額を第十八号の規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{66}{365}}$$

十三

初期
利息

平成十八年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期
以後
の利息

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利息を支払う。

十五

償還
金
の
限

平成二十三年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
金の
支

日本銀行

十七

払込
場所

十八

払込
期日

平成十八年八月二十五日